

令和4年5月分「市民の声」一覧

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
5月2日	5月19日	<p>プール 沼津は海に面しているが駿河湾のために泳げぬ 片浜は特に年寄りや歩くと膝が痛いと言って動かなくなりつつある そこでプールが欲しい 或いは小学校中学校のプールを解放して欲しい 私は20なのだが市民プールは無くなりどこで泳げばいいんだ!!!と驚いている プールが欲しい若者も年寄りも使えるプールを作るのは金もかかり難しかり ならば既存の学校の貸し出して欲しい そう出なければあまりに不便極まりない 片浜今沢原の人間が泳げる環境を願いたく</p>	<p>ご意見にありました沼津市屋内温水プールは、老朽化等の理由により令和3年3月末日で閉館いたしました。新たに整備する清掃プラントの余熱利用施設として、新屋内温水プールを整備する予定です。 現在、清掃プラントの建て替え事業に取り組んでおり、新屋内温水プールの整備はその事業の進捗に合わせて進めていくことから、完成まで長期に渡ることが見込まれます。 その間の代替措置として、近隣市町の屋内温水プールを利用する市民に対し、利用料金の一部を助成する助成券を交付しておりますので、ご利用ください。 対象施設は、静岡県富士水泳場、三島市民温水プール、伊豆の国市長岡温水プール、清水町温水プールの4施設となります。 助成券申請方法につきましては、下記の市ホームページをご覧ください。 なお、ご提案にありました、既存の小中学校プールの開放につきましては、利用に際しての安全確保策を十分に講じることが難しい状況であるため、ご希望に沿うことができません。 ご不便をおかけいたしますが、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いたします。</p> <p>【助成券申請方法】 https://www.city.numazu.shizuoka.jp/kurashi/shisetsu/onsuipool.htm</p>	ウイズスポーツ課 生涯学習課
5月9日	5月24日	<p>小中学のトイレ改修について 全2件 門池小トイレについて 子供が4月に入学しました。 学校のトイレが、ほとんどが和式で使い方がわからない。 汚い、くさい、イヤダと言っていました。 学校にも慣れてきて、なんとか和式トイレも使っているようです。 (使わざるを得ない・・・) 沼津市内の公立小・中学校は、トイレを洋式化にしているのですか？ 順番に変えているのでしょうか？ その場合、門池小はいつ頃の予定ですか？</p>	<p>御指摘のありました小中学校のトイレについてですが、日常的には教職員とともに児童・生徒によるトイレ清掃を行っているほか、設備の不具合等については、学校からの連絡により迅速に状況を確認し、業者による修繕等を行っているところです。今回、御意見をいただいたことから、改めてトイレ環境の向上について、学校と協議してまいります。</p> <p>また、これまでも平成28年度から30年度の間に集中的にトイレの洋式化を進め、校舎にあるトイレの半数以上を洋式トイレに整備しているほか、本年度はすべての小中学校の体育館のトイレを洋式化する予定です。未だ和式トイレが多く残っていることから、御心配をお掛けし、みなさまから御意見をいただいているところですが、引き続き、順次改修を進めてまいります。</p> <p>なお、洋式トイレの整備とともに、床のドライ化や多目的トイレの設置といったトイレ環境の改善については、校舎の建替えや改修等、施設内のレイアウトを大幅に変更できる機会を行うことを基本としています。</p> <p>このような中、本市では、令和3年3月に策定した「沼津市個別施設計画（公共建築物編）」において、市内の小中学校の建替えや改修等について、各校舎の老朽度などを考慮し、計画的に進めていくこととしており、御指摘いただいている門池小学校についても、令和元年度に新築した南西校舎以外の北校舎、南校舎の改修等を順次、計画的に実施していくこととしています。</p> <p>今後も、児童・生徒にとって気持ちの良いトイレ環境となるよう努めてまいりますので、何卒、御理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>	学校管理課

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
5月9日	5月20日	<p>子供のマスク着用について コロナも長期化してきて子供のマスク着用も長くなってきて、毎年のことですが暑くなる時期のマスク着用が心配です。学校内では密になりやすいのでわかりますが、登下校時のマスク着用は少し緩くしてもらえませんか？ うちが学校から遠く夏はただでさえ汗だけで顔を真っ赤にして帰ってきます。私も何度かマスクをして学校まで往復しましたが大人ですら息苦しくて頭がくらくなりました。ランドセルを背負ったら尚更。 登下校や体育など暑い時期のマスク着用はコロナよりも熱中症のほうが怖いです。大人ですら会食にはマスクを外すのに外で活動する子供がマスク着用は可哀想です。 子供の夏のマスク着用のマニュアルをもう一度検討していただけないか？</p>	<p>日頃より、市立小学校運営に御理解、御協力をいただきありがとうございます。 新型コロナウイルス感染症については、オミクロン株やその亜系統のBA. 2株の出現・置き換わり等により、全国的にも感染者数が高止まりを見せております。 本市においても、児童生徒や教職員の感染が確認される中、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づき、感染防止対策の徹底とともに、学校毎の感染者数の状況に応じて学級閉鎖や学年閉鎖をすること等により、学校からの感染拡大防止に努めております。 教育委員会といたしましては、前述のマニュアルにおいても児童生徒や教職員の間で身体的距離が十分取れないときはマスクを着用すべきとされており、換気、手洗い、消毒の徹底や給食の黙食等と並び、学校における感染防止対策の一つとして重要であると考えております。 なお、十分な身体的距離が確保できる場合や、熱中症などの健康被害が発生する恐れのある気温・湿度や暑さ指数が高い日、体育の授業においては、マスクの着用は必要ないとされていることから、児童生徒が暑さで息苦しいと感じた時などにはマスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりする等、自身の判断でも適切に対応できるよう、引き続き学校に指導してまいります。</p>	学校教育課
5月11日	5月24日	<p>沼津市民体育館の職員の方の対応について まず始めに沼津市民体育館の職員の方々、いつも対応して頂きありがとうございます。 体育館の利用をよくさせて頂いているのですが、とある職員の方に不快な対応をされます。 具体的に申し上げますと、こちらから挨拶をしているのに無視をする・卓球の貸出カードを投げるように渡す・とても嫌そうな顔で無言で対応・高圧的な態度を取る等。 過去の市民の声を拝見させて頂きましたが、過去にも同じような内容の指摘が入っていました。 他の利用者の方々にも確認した所、上記のような不快な対応をされているとの事でした。 私自身争い事は好まないの、出来ればお互いに良好に気持ち良く体育館の利用をさせて頂ければと思います。 出来れば挨拶は返して頂きたいです、心が折れます。</p>	<p>この度は、沼津市民体育館の受付係の職員の対応につきまして、ご不快な思いをおかけしましたこと、深くお詫び申し上げます。 これまでも接遇マナーについてのご指摘をいただく度に、体育施設の受付・管理等の業務を行っているNPO法人沼津市スポーツ協会の職員と市において話し合い、改善に努めてきておりますが、特に挨拶については接遇の基本ですので、指導を徹底するとともに、今後も引き続き研修等を通して、職員の資質向上を図ってまいります。 今後とも、沼津市のスポーツ行政にご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。</p>	ウイズスポーツ課

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
5月12日	5月25日	<p>DV支援措置について DVが無いのにも関わらず、DV支援措置を申請すると、DV加害者として扱われてしまう。 この措置を悪用して、日本全国で、親と子が引き離されている。 申請を受けたとき、職員の方は、子供の人生がかかっていることを意識してほしい。簡単に受理すると、様々な人の人生が狂う。</p>	<p>DV等被害者支援措置は、国の住民基本台帳法及び住民基本台帳事務処理要領に基づき行っており、被害者の安全を最優先とした制度となっております。 今後も、国の制度のもと適正な相談業務に努めてまいります。</p>	社会福祉課
5月17日	5月30日	<p>沼津市名のローマ字表記と市役所駐車場入り口について ①沼津市名のローマ字表記について 沼津市の津は‘つ’で有り‘DU’ではないでしょうか 現在‘ZU’で表記されております。PC等でローマ字入力の場合ZUでは沼津に成りません。 DUで津が出ます。</p> <p>②市役所駐車場入り口について 414の入場口歩道と車道の区別にポールが立っておりますが、414を北側から左折する場合少し‘せまい’と思います。</p>	<p>①沼津市名のローマ字表記について パスポートの記載など日本国内で最も広く使用されている「ヘボン式ローマ字表記」では、「づ」は「ZU」と表記されております。 また、国においても、昭和29年内閣告示第1号「ローマ字のつづり方」により、公用文の表記において、「づ」は「ZU」と表記することと示しております。 このため、「ぬまづ」のローマ字表記は「NUMAZU」としております。 なお、パソコンでの入力方法とは異なっております。</p> <p>②市役所駐車場入り口について 駐車場出入口周辺のポールにつきましては、香貫駐車場の整備にあたり、歩行者等の安全確保など、出入口周辺の交通安全対策に係る道路管理者(静岡県)の指導事項として設置し、駐車場出入口としての技術的基準を満たすことで承認を受けたものであり、移設等を行うことはできない状況にありますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。</p>	生活安心課 資産活用課

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
5月23日	6月6日	<p>音楽施設、ホール 100人規模のホールで構いません。沼津に音響の優れた手軽にコンサートができるホールを求めている人は多いと思います。最近静岡市内の札の辻クロスホールへ、知り合いのリサイタルへ行きました。観客席は普通のオフィスチェアですが、音響がとても素晴らしいホールでした。</p> <p>沼津で合唱練習をしているのに、演奏会はいつも三島文化会館や三島のVia701です。妻もリサイタルを考えておりますが、候補はやはり三島市内です。</p> <p>沼津駅周辺では新たな街づくりの模索が始まっていると思います。札の辻クロスホールのような、小規模でも音響効果に優れたホールの検討を切に願っております。</p> <p>市内のご年配の方々、その昔、合唱が本当に盛んで、音楽を愛好される方が今でもかなり多いと伺っています。市内の演奏家はもちろん、市外の演奏家も沼津で演奏会を開催したくなる、そんなホールがあればと何度も感じるがあります。</p>	<p>市内にある公共施設で音響設備を備えるホールといたしましては、収容定員526席の沼津市民文化センターの小ホールのほかに、比較的小規模でピアノ教室の発表会等で使用されております、固定席232席の千本プラザの音楽ホールがございます。また、収容定員がシアター形式で400席、スクール形式で252席のプラサヴェルデ3階コンベンションホールBが音響設備を備えておりますので、ご利用いただける機会がございましたら、ご検討をお願いいたします。</p> <p>今後、沼津駅周辺整備事業により駅周辺は大きく生まれ変わりますので、まちづくりの観点からも参考とさせていただきます。また、現在沼津市民文化センターの改修に向けた工事計画を作成しており、皆様が使いやすいホール整備に向けた貴重なご意見とさせていただきます。</p>	文化振興課
5月25日	6月9日	<p>図書館職員による利用者への対応について 利用者との会話(施設利用上不可欠な内容)を途中で断絶する職員がある。対応業務を面倒と捉えている様子に感じられる。今回に限った事ではない。</p>	<p>日頃より、図書館をご利用いただき誠にありがとうございます。</p> <p>この度は、職員の対応に関し、不快な思いをさせていただきましたこと、深くお詫び申し上げます。</p> <p>これまでも、利用者の皆様に気持ちよく図書館を利用していただくため、接遇について指導してきたところではありますが、今回のご指摘を真摯に受け止め、同じことが繰り返されぬよう、全職員に対して、あらためて接遇研修を行うとともに、朝礼等の機会をとらえて周知してまいります。</p> <p>今後も引き続き、図書館をご利用くださいますようお願い申し上げます。</p>	図書館

受付日	完了日	件名・内容	対応	担当課
5月26日	6月7日	<p>小学生の登下校時のマスクについて 夏に向けて屋外でのマスク不要の議論がでてきています。未だ、学校からは何の連絡もないため、子供たちは律儀にマスクをして登下校し、顔を真っ赤にして帰ってくることも増えました。</p> <p>おそらく、学校、教育委員会でも登下校時のマスクについて議論され始めているのだと思いますが、1つ提案です。</p> <p>子供たちはおしゃべりしたりくっついていたりして歩いているので、マスク不要とするのをためらっているのかもしれませんが、熱中症の危険があるため登下校時のマスクは暑い時期は不要としたほうが良いと思います。</p> <p>その上で、日傘の使用を推奨してみたらどうでしょうか？熱中症予防に効果がある上、日傘をさすと自然と他人との距離ができるので一石二鳥です。</p> <p>どうかご検討ください</p>	<p>日頃より、市立小学校運営に御理解、御協力をいただきありがとうございます。</p> <p>本市においては、児童生徒や教職員の新型コロナウイルス感染が引き続き確認されており、引き続き、地域の実情に応じた基本的な感染対策（「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等）を徹底していく必要があると考えております。</p> <p>一方で、文部科学省の学校衛生管理マニュアルにおいては、従来より、十分な身体的距離が確保できる場合や、熱中症などの健康被害が発生する恐れのある気温・湿度や暑さ指数が高い日、体育の授業においてはマスクの着用は必要ないとされておりましたが、この度、文部科学省や県から、マスク着用を不要とするケースと着用を推奨するケースが改めて明示されたところです。</p> <p>教育委員会といたしましては、こうした明示に基づき、マスク着用が必要ない場面において児童生徒が無理に着用することのないよう、小学校における指導を徹底してまいります。</p> <p>また、ご提案をいただいた日傘の使用については、熱中症予防と身体的距離の確保に有効であると考えられますが、通学時の前方確認における支障や片手が使えない不自由さが懸念されます。</p> <p>既に熱中症予防のため帽子を使用している保護者もいることから、日傘を推奨することは難しいですが、熱中症対策の一例として日傘の使用も可能である旨、周知をまいりたいと考えております。</p>	学校教育課
5月26日	6月9日	<p>広報ぬまづの発行回数について 現在、広報沼津は、2回／月発行されていますが、4回／年にするとか、もう少し少なくとも市からのメッセージは届くのではと思っております。理由は、連絡事項としては、重複することが多い。</p> <p>全市で発行数を減らすことは、資源、廃棄の観点からも有効。</p> <p>配布担当する、隣組長の負担軽減等の観点です。</p> <p>ご検討の程、お願い申し上げます。</p>	<p>広報紙の発行回数の削減につきましては、ご指摘のとおり、自治会の皆様の配付にかかる手間が減り、発行経費が減少することなどが、そのメリットとして考えられます。</p> <p>一方で、発行回数を削減することにより、新しい情報を迅速に届けられないことや、現在必要とされている情報と同レベルの内容を掲載した場合、1回のページ数が増え、配付作業の負担がより大きくなることなどのデメリットがあります。</p> <p>また、連絡事項が重複することが多いのご指摘ですが、広報ぬまづは、同一の内容を掲載する場合には3カ月以上間隔をあけること、自治会の組回覧でチラシ等を配布する場合には広報紙には掲載しないことなど、情報が重複しないよう努めています。</p> <p>このような中、広報紙は、高齢者の方や特にSNS等に不慣れな方にとって必要不可欠であるとともに、市民の皆様最新の情報を届けるという市民サービスの観点から、現時点では月2回の発行が適切であると考えているところです。</p> <p>今後も、月2回の発行を継続しつつ、ホームページや専用アプリなどの電子媒体も活用し、市民の皆様幅広く情報が行き届くよう心掛けてまいりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。</p>	広報課

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
5月27日	6月14日	<p>防災情報について</p> <p>1.電波法の改正等で現在、市が配布した防災ラジオでは同報無線の受信機能で聞こえにくい野外のスピーカーからの防災情報より、防災ラジオの放送の方がはっきり確実に聞こえます。特に冬季、2重サッシ等の防音の効いた屋内では外の同報無線は聞こえません。現在はTCNのケーブルテレビからの同報無線を有線で接続していますが、今後、デジタル化後もTCNケーブルを通じての受信は可能でしょうか？(TCN内でデジタルからアナログ変換と現在への送信周波数変換)</p> <p>2.市は同報無線のデジタル化後はネットまたはfaxでの情報提供を検討されているとの事ですが、スマートフォンを使用していない方、faxを所有されていない方、年配者を中心に機械操作に不慣れな方等、市民には相当数いらっしゃると思いますがその対応はどのようなのでしょうか。また、大規模災害時は通信の輻輳障害、基地局、携帯のバッテリー消費で通信回線の途絶等もあり、スマホやfaxでの連絡は困難だと思います。現行の同報無線受信できる防災ラジオの方が確実と思われるかもしれませんがいかがでしょうか。</p> <p>3.今後、防災ラジオによる同報無線の受信が不可能となると現行のラジオではコミュニティFMを利用した緊急告知ラジオが緊急時の情報提供手段となるとと思いますが、今後、以前配布した沼津市の緊急告知機能を搭載した防災ラジオの再配布計画はありますか</p>	<p>まず、ケーブルテレビとラジオを直結して同報無線の放送を受け取れるサービスについてですが、TOKAIケーブルネットワークに確認したところ、デジタル化完了後はこのサービスができなくなるとのことでした。 なお、緊急時にFMぬまづのラジオ放送に、市からの緊急情報を割り込ませる「割り込み放送」は引き続き実施します。</p> <p>次に、防災ラジオの再販については、昨年度もメーカーに問い合わせしておりますが、デジタル化した同報無線の電波を傍受できるラジオは商品化されておらず、現時点で再販の計画はありません。</p> <p>同報無線による放送についてですが、住宅の気密性・静粛性の向上により、建物内で聞き取りづらい状況となっていることは、市としても認識しているところです。そこで、市では同報無線の放送内容を、より多くの市民の皆様にお届けするため、メールにて配信しております。また、聞き逃し等に対応するため、過去48時間以内の放送内容を電話で確認できる「自動応答システムダイヤル」を運用しております。</p> <p>さらに、風水害をはじめとした災害時も、より多くの市民の皆様へ情報をお届けするため、同報無線にあわせ、メール、防災アプリのほか、LINE、Twitter、Yahoo!JAPAN及びYahoo!防災速報のアプリケーションを通じてテキスト配信(文字による配信)を行っております。</p> <p>なお、携帯電話・スマートフォンをお持ちでない方に対しては、登録した電話番号に避難指示等の緊急情報をお届けする「自動架電システム」も併せて運用しております。</p> <p>市では、お知らせする内容が多様化する中、携帯電話・スマートフォン向けに、見直し・読み返しができるテキスト配信に力を入れているところです。特に防災アプリについては、日頃からお住まいの地域の災害危険度や避難地・避難所の位置を確認できる機能も備えるものとして、令和元年度から運用しているところです。</p> <p>市民の皆様へ、災害時の情報取得手段として、どれか1つでもお使いいただきたく、広報ぬまづへの掲載やご案内のチラシを作成し、各自治会での組回覧をお願いするとともに、訓練やイベントの際に「公助のレシピ」としてご案内しております。</p>	危機管理課
5月27日	6月9日	<p>避難行動要支援者等のホテル・旅館への風水害時の事前避難に対する補助金交付について</p> <p>次の1～6についてお尋ねします。</p> <p>1. 制度(仕組み)改正があったのですか？</p> <p>①居住要件:(3年度)「沼津市洪水ハザードマップ」の洪水浸水想定区域か、「沼津市土砂災害ハザードマップ」の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内のいずれかにお住まいの方 →(4年度)避難情報が発令された地区に居住する方</p> <p>②属性要件:3年度・4年度改正はないですかね。</p> <p>2. 改正(変更)があったとすると、その理由をお聞かせ下さい。</p> <p>3. コロナ禍での時限的措置ですか？ コロナが終息した後は、再び3年度の要件に戻るのでしょうか？</p> <p>4. 下香貫地区では対象施設がホテル翠泉閣しかありません。他地区の施設を予約する場合、災害時の移動危険度や金銭的負担の増加等の課題があります。どうお考えですか？</p> <p>5. この制度の利用促進を図る為に、市民への周知方法はいくつかあると思いますが具体的に示して下さい。(広報ぬまづ6月1日号に掲載するんですね)</p> <p>6. 4年度の予算はいくらですか？</p> <p>誤字・脱字・乱筆等ご容赦下さい。 以上宜しくお願いします。</p>	<p>令和3年度から実施しております、「避難行動要支援者等宿泊施設利用料補助」につきましては、今年度も継続して実施するにあたり、制度の見直しを行い、その結果、居住要件の変更を行いました。</p> <p>内容といたしましては、ご意見にあるとおり、避難情報が発令された地区、かつ、沼津市洪水ハザードマップの洪水浸水想定区域または沼津市土砂災害ハザードマップの土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のいずれかにお住まいの方、としていたものを、避難情報が発令された地区にお住まいの方、と、対象を拡大したものであります。</p> <p>属性要件につきましては、コロナ禍における避難行動要支援者の皆様の分散避難を第一に促進する必要があることから、現状のままとしております。</p> <p>居住要件を変更した理由といたしましては、市民の皆様からのご意見の中で、対象者の拡充、居住要件の緩和に関するお問い合わせが多かったことから、より利用しやすくなるように制度の見直しを行ったものであります。</p> <p>本制度は、新型コロナウイルス感染症対策として開始したものでありますが、現時点では新型コロナウイルスの終息の見通しは立っておらず、終息後の対応については慎重に判断してまいりたいと考えております。</p> <p>お住まいの地区の状況により、宿泊施設への移動に時間がかかることや、夜間の移動は二次災害の危険があるため、可能な限り昼間のうちに避難ができるよう、気象状況を注視しながら、早い段階で避難情報を発令できるよう努めてまいります。</p> <p>本制度の周知については、市ホームページ、広報ぬまづへの掲載のほか、全地区での組回覧を行い、民生委員・児童委員の皆様や、母子健康手帳の交付時に案内チラシの配布等を行っております。</p> <p>今年度の予算措置額は600万円となっております。</p> <p>今後も本制度の実施にあたり、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。</p>	危機管理課

受付日	完了日	件名・内容	対応	担当課
5月30日	6月14日	<p>避難行動要支援者等の個別避難計画の取組み状況について</p> <p>災害時に自力での避難が困難な高齢者や障がい者らの避難手順をまとめた「個別避難計画」の作成について、災害対策基本法の改正で自治体の努力義務とされてから5月で1年が経ちました。</p> <p>沼津市の5月31日現在での進捗状況と6月以降の取組みについてお尋ねします(お聞かせ下さい)。</p>	<p>個別避難計画は、令和3年5月の改正災害対策基本法に位置付けられ、計画作成が自治体の努力義務となりました。</p> <p>これに伴い、内閣府では「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を改訂し、計画作成の優先度が高いと判断する者について、地域の実情を踏まえながら、改正法施行後、おおむね5年程度で取り組むこととしています。</p> <p>これを受け、現在本市では、内閣府の取組指針に基づき、庁内関係課による検討会を立ち上げ、作成に際し必要な優先度の考え方、個別避難計画の内容(様式)等について検討を行っています。併せて、門池地区をモデル地区として設定し、地域住民の声を反映しながら、計画作成に向けた取組みを進めています。</p> <p>今後も引き続き、庁内及びモデル地区での検討を行い、効果的・効率的な作成手法を構築し、段階的な取組みを進めてまいります。</p>	社会福祉課